

## 販売および供給に関する諸条件

スペクトリス株式会社

### 1. 解釈

1.1 本販売および供給に関する諸条件（「条件」）において、

「買主」とは、注文書もしくはプロポーザル（該当する場合）に示された製品またはサービスの購入注文を行う者、または法人を意味する。

「条件」とは、本販売および供給条件を意味し、売主によって適時に変更されることがある。

「契約」とは、売主の製品について、買主による注文書と賣主の請書の取り交わしの結果として生じる賣主と買主との間の契約、またはサービスの場合は、プロポーザルによって形成された、買主によるサービスの提供についての両当事者間の契約を意味する。かかる契約は、本条件を組み込み、本条件によって規定されるものとする。

「製品」とは、契約に従って賣主から買主へ供給されることが合意された商品を意味し、該当する場合、ソフトウェアも含むものとする。

「プロポーザル」とは、賣主と買主によって署名され、本条件に従って買主に対し、または買主のために提供されるサービスを記述した提案書を意味する。

「サービス」とは、賣主が契約に基づいて買主に、または買主のために提供することに同意し、関連のプロポーザルに詳細に記述されたサービスを意味する。

「賣主」とは、Spectris Plc. または見積書またはプロポーザル上で指名されたその関連会社を意味する。

2. 販売の基本：販売の基本：本条件は、買主の注文書または賣主の注文書に「参照」として付加された文面に明記された条件下に優先するものとする。いかなる買主の発注条件も、本条件に対して追加、もしくは相違がある場合、賣主からの書面による明確な同意がない限り、本契約の一部とはならないものとする。賣主が納入した製品を買主が保有するか、賣主が実施したサービスを買主が受領するか、または本条件に基づいて作成された請求書に対して買主が支払いを行った場合、買主は結果的に本条件を承諾したものとみなされる。ただし賣主から通知されるいかなる規定に対して賣主が異議を申し立てないことは、賣主が本条件を放棄、または買主の規定を承諾したことと解釈されないものとする。

3. 見積：見積の見積書に記載される価格、仕様、および納期は参考のものにすぎず、賣主によってすべての技術的要件が合意されるか、もしくは買主の注文書が承諾されない限り、賣主を拘束しないものとする。見積は、買主が60日以内に賣主に発注しなかった場合、無効となる。

4. 登録：登録は、買主は、注文書を賣主へ送付することにより、本販売条件に全面的に従うことに合意する。すべての注文書は、正式価格、数量、および双方で合意した納期を記載した真正的な約束でなくてはならない。賣主が提出した見積書に対するかかわらず、いかなる買主の注文書も、賣主による書面による承諾がない限り、賣主に対し拘束力をもたないものとする。

5. 価格および税：価格の場合は、賣主が買主へ見積書に示した価格とし、サービスの料金は、プロポーザルで合意された料金、もしくは両当事者間で書面にて別途合意した料金とする。価格と料金には、契約に基づいて販売された製品、または提供されたサービスに適用される税金（売上税、付加価値税、使用税、または消費税を含むがこれに限らない）、送料、保険料、および輸出入手数料または開港税は含まれない。賣主の判断によりこれまでの税金料金および他の手数料は、販売価格または手数料に加算されるか別途請求されるものとする。これらの税金料金および他の手数料は、賣主が買主に必要な非課税証明書を提供しない限り、買主が支払うものとする。書面による別段の合意がない限り、買主は運送、梱包、保険、および輸出入通関手続きの手数料を賣主に支払う責任があるものとする。

### 6. 出荷および納入：

6.1 買主は製品の出荷にあたり、輸入手続時点または両当事者間で合意された配送時点での買主の関税支払いを前提としたDDU（Delivered Duty Unpaid, Incoterms 2000）にて出荷もしくは出荷手続きを行うものとする。賣主が提示する製品納入期日は概略であり、賣主は、発生した製品の納入遅延および重要ではない遅延期間に關して、その理由を問わず責任を負わないものとする。

6.2 買主は製品の分納、および各分納に対して個別に請求書を発行することができるものとする。製品が分納になるとき、または賣主が分納の権利を使用すると、もしくは一件またはそれ以上の分納分が遅延する場合、理由を問わず買主に当該契約を一括して拒絶する権利はないものとする。

7. 危険および所有権の移転：製品に対する所有権および製品の紛失および損傷の危険は、第6条に従い、納入時に買主に移転するものとする。運送によって報告された紛失、損傷、または調査に対する一切のクレームは、納入日から5日以内に賣主に通知されなければならない。製品は、納入日から10日以内に賣主に対して受領拒否の連絡がなされない限り、すべて当該日に最終検査が実施され受領されたものとみなされる。またこの受領をもって、第11条の記載事項を除く当該契約上のすべての義務が賣主に完全に履行されたことを賣主は承認したるものとする。

### 8. サービス：

8.1 買主は、本条件ならびに関連のプロポーザルの条件に従ってサービスを提供するものとする。

8.2 買主は、賣主からの要請もしくは必要に応じて、賣主が開通の契約の条件に基づきサービスを実施するために、必要なすべての情報や資材を賣主に提供するものとする。買主は、提供したすべての情報および資材が完全であること、正確であることに責任を持つものとし、サービスの規定に開通して、使用の目的でこれらを賣主に提供する権利を常に保持することを賣主は保証するものとする。

### 9. 支払条件：

9.1 製品の各出荷は個別の取引であるものとし、引渡し時に買主に請求される。賣主は、サービスに関して、毎月あらかじめ、買主に請求する権利を持つものとする。支払期限は、請求日から正味30日とする。

9.2 契約に基づいて支払われるべき金額はすべて、契約、不法行為（怠慢を含む）、法的義務違反から生じたか否かを問わず、法によって定められる場合を除き、いかなる理由の催き、源泉徴収、相殺、または反対請求をも伴わずに、買主によって全額が支払われるものとする。

9.3 買主は、その独自の裁量でいつでも、買主の財務状況が全額または部分的な前払い、または賣主が満足できる形での買主による支払保証の提供を必要とする判断ができるものとする。

9.4 買主が期限までに支払わなかった場合は、賣主はその他の権利および利用可能な救済措置を損なうことなく、売主は以下の権利を得るものとする。(i) 契約が買主によって拒絶されたものとして扱い、その契約または両当事者間のその他の契約に基づくそれ以上の製品の納入またはサービスあるいはその一部の提供を中止または解約して、損害を請求するか、妥当な解約を受け取る。(ii) 契約を確認し、買主に損害を請求する。(iii) 支払いに加えて、全額が支払われるまで、未払金額に対する年15%の利息（判決前と判決後の両方）を回収する。かかる利息は日割りにて計算されるものとする。

### 10. 製品：

10.1 買主は、製品の性能に悪影響を与えない限り、仕様を変更することができる。さらに賣主は、政府機関が設けた優先事項や規則により入手困難な資材、または業者からの調達が不可能な資材については、適切な代替品を準備することができます。

10.2 買主のカタログ、パンフレット、価格表、広告資料、および販売またはその他の詳細資料に含まれる製品に関するすべての説明、図、およびその他の情報は、一般的な説明のためになされ、およそそのものにすぎず、買主の一般的な手引きと参考のためのものである。これらは賣主による保証、表明、または契約の一部を形成するものではない。

### 11. 保証：

11.1 買主は、すべての製品が通常の使用において材料および製品に瑕疵がないことを、買主への納入から1年間保証する。たゞしソフトウェア（第13条で定義）の動作が中断されないこと、エラーがないこと、またはすべてのプログラムエラーが修正されることを保証するものではない。買主は、製品が買主の使用目的に合致すること、ならびにかかる使用法が適用法に準拠していることを認識する責任を負うものとする。

11.2 買主は、プロポーザルに従って十分かつ必要な技量と意匠をもってサービスを実施することを保証する。

11.3 買主へ納入された日から1年内に製品に瑕疵が発見され、直ちにこれを賣主に書面で通知し、またかかる製品が買主の責任において運賃前払いにて賣主に返品され、賣主が、かかる製品を適切な期間をもって検査を行ったのち、材料または製品上の瑕疵があると判断する場合、賣主はその選択により製品を修理するか、製品を交換し、運賃前払いにて買主に出荷するものとする。

11.4 買主は、かかる修理を行う、もしくは交換するため必要な時間を有するものとする。かかる製品の修理または交換は、保証期間を延長させるものではない。本保証は1年間に限定し、指摘された瑕疵が納入時に発見可能であったとか潜在的であった場合は考慮されない。

11.5 第12項に基づく保証に適合しないサービスは、実施されてから2ヶ月以内にかかる場合でも買主がそれを認識してから10日以内に賣主に通知され、かつ売主がこのサービスが第11.2項に基づく保証に適合していないことに同意した場合、賣主は、当該通知後、可能な限り速やかに新たなサービスの実施を行うものとする。賣主が不十分なサービスの修正を実施できない場合、賣主の唯一の救済措置は、当該サービスにおける該当部分の手数料の払い戻しとする。

11.6 以下の場合、供給された製品に関する保証違反について、賣主は一切の責任を負わないものとする。(i) 買主が第11.3条で要求された通知も、引き続き製品を使用した場合。(ii) 欠陥または不具合が賣主の過失から生じた場合。(iii) 欠陥が買主から提供されたその他の材料および財産から、または賣主が完全に製造していない部品または品目から生じた場合。(iv) 欠陥が製造以外の事情（事故、誤用、予見不能な使用、怠慢、改変、不正な設置、不正な修理、不正なアセット、不正なアセットの状況を含むがこれらに限定されない）から生じた場合。(v) 不具合または欠陥が、製品またはサービスに対して賣主が賣主に無許可で行った追加または変更、もしくは賣主が製品またはサービスに関する説明書に従わなかったことから生じた場合。(vi) 不具合または欠陥が、賣主が本契約に基づいた賣主に情報を提供する義務に違反したことから生じた場合。

11.7 契約または別段の定めに基づいて、買主から賣主に支払われるべき請求金額の一部を期限までに支払わなかつた場合、本項に基づいて与えられるすべての保証および救済措置は、賣主の裁量で終了することができる。

11.8 上記の保証は、法が許容する範囲内で、制定法に示されたは默示されていると否とも問わず、品質保証または特定目的への適合性を含むがこれに限られないあらゆる保証または条件を排除し、またこれらすべてに代わるものである。この第11条の保証の違反に対する賣主の唯一かつ排他的な責任、および買主の唯一かつ排他的な救済は、本条第11.3項および第11.5項で規定されるものとする。

## (viii) 販売条件一 日本国法（英語）

### 12. 賠償責任：

12.1 これらの条件に係らず賣主は、(i)詐欺行為、(ii)不注意による死亡または負傷、(iii)所有権移転の条件に対する条件の違反、もしくは(iv)法的に除外・限定されないと思われる同様の他の賠償責任について、これを免責もしくは軽減されることはないものとする。

12.2 第12.1項において、製品に関して締結されたすべての契約に基づく製品の供給、不供給、または供給の意図、もしくはそれらに関連する賣主の最高賠償額は、契約に明記されているか否か、不法行為（不注意によるものを含む）であるか否かにかかわらず、買主のその契約における製品の購入に関する買取金残高の100%を超えないものとする。

12.3 第12.1項において、1年以上にわたるサービスに関して締結された契約に基づくサービスの供給、不供給、または供給の意図、もしくはそれらに関連する賣主の最高賠償額は、契約に明記されているか否かにかかわらず、その年の買主側のサービスの購入に関する買取金残高の100%を超えないものとする。

12.4 第12.1項において、買主のいかなる逸失利益、逸失売上、使用不能、逸失取引、逸失収益、信用毀損、または間接的もしくは結果的損失や損害に対して、発生した個々の事案において、かかる損失や損害が双方で事前に予見可能であったか否か、または意図があったか否か、また、契約に明記されているか否か、不法行為（不注意によるものを含む）であるか否かにかかわらず、賣主は責任を負わないものとする。

12.5 契約上の、もしくは契約に関連して生じた損害請求は、(i) 製品の納入時、または(ii) サービスの実施時（実運時）から3年以内に、賣主に対して開始されるものとし、かかる期間以降に発生した損害請求について、賣主は賣主に対して何らの賠償責任も負わないものとする。

### 13. ソフトウェア：

賣主が製品を使用する目的で供給するすべてのソフトウェア、ファームウェア、プログラミング、およびそれらに関連する文書、ならびに賣主が作成するすべての複製物（「ソフトウェア」と総称する）について、賣主は、その権利および完全な所有権を保有するものとする、賣主は、製品で使用する目的のみ、買主に対してかかるソフトウェアを使用するための非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾する。

### 14. 知的財産権：

14.1 第13条および第14.3項に従い、製品の納入および所有権の移転にかかるか否か、本条件または当該契約のいかなる内容も、買主に対して、製品またはサービスの知的財産権の許諾または譲渡の効力を持たないものとする。

14.2 買主は、サービスの提供またはその過程に基づき、賣主から生じた、もしくは作成・制作、または開発された著作物または他の成果の形態（「著作物」）のすべての財産権、著作権、およびその他の知的財産権（国際的に強制力をもつ場所でどこでも、サービスおよびすべての文書、データ、図面、仕様書、記事、スケッチ、レポート、発明、改良、修正、発見、ツール、スク립ト、およびそれらに関連する他のの项目的すべての権利と所有権を含むがこれらに限られない）、單独かつ排他的財産の財産として作成または実施後ただちに賣主に付与され、賣主は本条件に明示的に記載されていない限り、これらに対する何らの権利、または所有権を有しないことを認め、同意する。

14.3 買主は買主に対して、買主がかかる著作物を必要に応じて使用したり、サービスの所与の便益を取得・利用できる非独占的かつ譲渡不能なライセンスを許諾する。

14.4 製品またはサービスが、日本に存在する第三者の特許権、著作権、またはその他の他の知的財産権（国際的に強制力をもつ場所でどこでも、サービスおよびすべての文書、データ、図面、仕様書、記事、スケッチ、レポート、発明、改良、修正、発見、ツール、スク립ト、およびそれらに関連する他のの项目的すべての権利と所有権を含むがこれらに限られない）、單独かつ排他的財産として作成または実施後ただちに賣主に付与されるものとする。ただし、以下を条件とする。(i) 買主に、かかる賠償請求に関する訴訟手続きまたは交渉の全権が与えられる。(ii) 買主は、かかる訴訟手続きまたは交渉に際して、あらゆる妥当な支援を行なうとする。(iii) 最終判決に従う場合を除き、買主は、売主の同意なしにかかる賠償請求に対する支払いを実施、もしくは承諾せず、かかる訴訟を示現にしないものとする。(iv) 買主は、そのような知的財産権の侵害に対して付保している賠償契約または証券を法的に無効にするようなことはせず、当該賠償請求に対して支払った金額の回収に全力を尽くすものとし、この補償は、買主の保険契約または証券に基づく回収の範囲には適用されないものとする。(v) かかる賠償請求について、買主は有利に裁決され、他の当事者によって支払われるべき、または他の当事者による支払いが買主によって合意された（この合意は不当に差し控えられることがないものとする）すべての損害および費用について、買主は、その利益に対する権利が与えられるものとし、買主はその旨を賣主に明示するものとする。(vi) 買主が、かかる賠償請求について、その利益に対する権利が与えられるものとし、買主はその旨を賣主に明示するものとする。(vii) 買主が、かかる賠償請求について、その利益に対する権利が与えられるものとし、買主はその旨を賣主に明示するものとする。

14.5 買主は、権利の侵害が以下により発生した場合、第14.4項に基づく義務または賠償責任を負わないものとする。(i) 買主以外の者によって、事前の書面による同意なく、当該製品またはサービスに加えられた追加または修正。(ii) 買主が買主に提供した情報（仕様を含むがこれに限られない）。(iii) 買主の要求または仕様に従った、売主による製品に必要な作業の遂行またはサービスの提供。(iv) 買主が製品または開港を行っていない装置との組み合わせ、またはそのような装置への追加。(v) 買主が設定した、もしくは書面で承認した範囲を超えた製品の使用。

14.6 本14条は、第12.1項の要件を損なうことなく、契約の履行から発生した、もしくは契約の履行に関連した第三者に属する知的財産権の侵害の主張について、賣主の全般的な賠償責任と買主の排他的救済措置を規定するものである、本14条は、第12.2項、第12.3項、および第12.4項の賠償責任の制限に従うものとする。

15. 不可抗力：本条件において相反するものであっても、賣主の適切な管理を超えた状況もしくは出来事が理由で発生した、製品またはサービスの供給妨害、遅延、または不経済な事象によって、直接的または間接的結果として賣主が被った損失または損害について、賣主は買主に対する賠償責任を負わないものとする。かかる状況または出来事によって、賣主にすべての義務を果たすだけの十分な在庫がない場合、賣主は独自の裁量で、使用可能な在庫を顧客間で配分することができるものとする。

16. 機密情報：買主および賣主は、他方に所属または関連するいかなる秘密情報も、これを機密として扱い、独自の目的ために利用しないこと、および相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示しないことを約束する。ただし、かかる情報がすでに公知であるか、（本条に反する以外の方法で）公知となった場合、または、管轄官庁の命令によって開示を求められた場合を除く。

### 17. 解約、納期および終了終了：

17.1 買主が受取した製品の注文は、賣主の書面による同意を得た場合のみ（賣主はいかなる理由においても同意を差し控えることができる）。買主は解約または延期することができ、その場合買主は、注文の解約または変更にかかるすべての人件費および資本費、ならびに解約または変更の結果、賣主にて発生したすべての損失、損害、費用、手数料、および経費を、賣主に対して補償するものとする。

17.2 サービス契約は、関連のプロポーザルに記載された開始日に開始し、第17.3項または第17.4項に従った早期終了を条件に、かかるプロポーザルに記載された期間、有効とする。その後プロポーザルで定められた更新期間を経て、第17.3項または第17.4項に従っていずれかの当事者は相手方に終了されたことから生じない限り、無期限有効とする。

17.3 第17.4項に従っていずれかの当事者は相手方に對し90日前までに書面によって通知することにより、サービス契約を終了することができる。

17.4 いずれかの当事者は、相手方が救済不能もしくは書面による救済要請の受領後30日以内に救済できないような重大なサービス契約違反を犯した場合、相手方へ書面で通知することで、いつでもサービス契約を終了することができる。

17.5 サービス契約の終了または期間満了時、各当事者は、引き続き契約を継続する権利または義務が許可されるかもしれません。請負された場合を除き、自身で所有、保管、または管理するすべての相手方の財産を、他方の当事者に返却するものとし、これらの複製物を保持しないものとする。

17.6 本条件に従った契約の終了は、終了日時点において両当事者が有する権利または責任に影響を与えないものとする。

18. 買主の破産：(i) 買主が支払不能となるか破産し、その資産または事業の全部または一部について、差押、財産管理、競売、仮差押、仮凍結、仮処分、または同様の処置の命令を受け取り、破産、民事再生、社会整理、会社更生、または同様の手続きを受け、滞納税の処分、または法人解散手続を行なった場合、または(ii) 買主が事業を停止、もしくは停止せざるをえなくなった場合、賣主の他の権利または救済措置を損なうことなく、賣主は契約を拒絶されたものとして扱い、買主に対する賠償責任を負うことなく製品またはサービスの異なる供給を差し控えることができ、製品またはサービスがすでに供給されたが未払いであった場合、当事態に反する事前の合意または取り決めにかかるかわらず、未収金または未取手数料はただちに支払われるものとする。

### 19. 総則：

19.1 本条件と契約は、日本の法律を準拠法とする。本条件または契約に関連して発生した賠償請求または紛争は、唯一の管轄裁判所として東京地方裁判所に委ねられるものとする。

19.2 買主が本条に基づく権利を行使または実施しなかった場合も、かかる権利の放棄とはみなされず、その後の任意の時点で権利の行使または実施を妨げないものとする。

19.3 本条件の規定または規定の一部が管轄裁判所によって施行不可または無効と判断された場合、かかる施行不可または無効が、他の規定の施行可能性に影響を与えないものとする。

19.4 買主は、売主の書面による事前の同意なく、権利の全部または一部について、譲渡、移転、更改、またはその他の処分を行うことはできず、その義務の全部または一部について、譲渡を委任することはできない。

19.5 本条件および関連の契約は、対象事項に関する両当事者の間の完全な合意と了解を構成し、口頭と書面とを問わず、両当事者の事前の合意、了解、または取り決めに優先する。契約書に明記されている場合を除き、いかなる表明または約束も、契約の締結以前に両当事者の間で行われて口頭または書面で与えられた。または暗示されたとはみなされないものとする。買主が契約の締結に際して信頼して売主の陳述が誤りであったとしても、買主は救済措置を持たないものとし（ただし、かかる虚偽の陳述が欺瞞的になされた、または当該契約における賣主の義務遂行能力の基本となる事柄を含む基本的事柄に係わっていた場合を除く）、買主の唯一の救済措置は、本条件で規定されている契約違反に対するものとする。

19.6 契約の変更是、書面によらなければならず、両当事者の権限ある代表者の署名が必要である。

19.7 本条件に基づいて行われるすべての通知は、見積書に記載された相手方の住所、または相手方がかかる通知によって適時に指定したその他の住所に送付されるものとする。通知は、書面で送付された場合に正しくなされたとみなされるものとし、手渡しの場合は配達時に、郵送の場合は発送の2日後に、ファクシミリ送信の場合は送信確認時に通知されたとみなされるものとする。